

県外で予防接種を受けた際の払い戻し（償還払い）のご案内

都合により県外の医療機関で予防接種を希望する方は、事前に和wat町保健子ども課へご相談ください。

事前に必要な手続きをしていただくことにより、接種にかかる費用の払い戻し（償還払い）を受けることができます。

対象

定期予防接種の対象者で接種日に和wat町に住民登録があり、母親の里帰り出産や県外施設への入所等の理由により県内で予防接種を受けることが難しい方。

予防接種の種類及び支給上限額(令和6年8月30日現在)

予防接種名	支給上限額	予防接種名	支給上限額	予防接種名	支給上限額
日本脳炎	8, 100円	不活化ポリオ	10, 550円	ヒブ	9, 660円
小児肺炎球菌	12, 470円	水痘（水ぼうそう）	9, 500円	B型肝炎	7, 180円
五種混合	23, 650円	二種混合	5, 160円	麻しん・風しん（MR）	12, 690円
BCG	13, 130円	子宮頸がん（2価・4価）	16, 930円	子宮頸がん（9価）	30, 130円
ロタ（1価）	15, 220円	ロタ（5価）	10, 200円		

※医療機関への支払い金額が上限額よりも少ない場合は、支払い金額を支給します。

※助成の対象となる定期予防接種の種類、助成額は変更となる場合があります。

予防接種費用助成の流れ

1 予防接種依頼書の申し込み

県外の医療機関で予防接種を受ける際、その実施責任が和wat町長にあることを明確にした書類である『予防接種実施依頼書』（予防接種時に健康被害発生した場合は和wat町が補償する趣旨）が必要です。以下の必要書類をそろえて、和wat町保健子ども課窓口で申請してください。

【必要書類(以下3点)】 ①和wat町定期予防接種実施依頼申請書(保健子ども課窓口またはホームページ上にあります。) ②母子健康手帳(接種履歴を確認できる書類) ③印鑑

2 予防接種依頼書の発行

申請書に基づいて予防接種依頼書を発行し、ご希望の送付先へお送りします。

※申し込み受理から予防接種依頼書発送～到着まで1～2週間程度かかります。

3 県外委託医療機関で予防接種を受ける

- ①予防接種実施依頼書、予診票等を医療機関に提出し、予防接種を受ける。
- ②予防接種の記録を記載してもらう。(母子健康手帳、予防接種済証等)
- ③医療機関から領収書(明細書)及び予診票を受け取る。

4 助成金の交付申請(接種にかかった費用の払い戻し)

接種日から1年以内に、必要書類をそろえて、和wat町保健子ども課窓口で申請してください。申請後、書類を審査のうえ、助成額を交付いたします。

【必要なもの】

- ・和wat町定期予防接種費用助成申請書(保健子ども課窓口またはホームページ上にあります。)
- ・領収書(被接種者氏名、接種日、予防接種費用が明示されているもの)。
- ・予防接種の記録が記載されているものの写し(母子健康手帳、予防接種済証明書 等)
- ・予診票(被接種者氏名、予防接種名、接種日、医療機関名等が記載されたもの)
- ・通帳(振込先が確認できるもの)の写し
- ・印鑑

申請窓口・お問い合わせ先

和wat町役場保健子ども課 保健予防係 TEL0968-86-5730